



## ■ 労働司法制度改革第2期、間もなくスタート

2019年5月2日に施行された改正労働法により、メキシコの労働司法制度が大きく変更されました。その実施においては、メキシコ全州を3つグループに分け、時期をずらして段階的に開始していくこととされていましたが、その第2期が予定されていた10月より若干遅れ、11月3日に開始されます。対象となる地域は、アグアスカリエンテス州、バハカリフォルニア州、コリマ州、グアナファト州、モレロス州、オアハカ州、プエブラ州、ケレタロ州、キンタナロー州、トラスカラ州、ベラクルス州、ゲレロ州、バハカリフォルニアスル州の13州です。なお、ゲレロ州とバハカリフォルニアスル州では連邦レベルのみ新体制での業務が開始されます。また、第1期に連邦レベルでのみ新体制での業務を開始したイダルゴ州は、この日から地方レベルでの業務も開始する予定としています。

これらの州では、連邦調停労働登録センター(Centro Federal de Conciliación y Registro Laboral)の支局、5つのサポート事務所が置かれ、これまで連邦または地方の労働調停仲裁委員会(Juntas de Arbitraje y Conciliación)が担ってきた労働組合や労働協約等の登録業務が移管されます。また、43の地方調停センター、32の連邦労働裁判所と39の地方労働裁判所が置かれ、労働調停仲裁委員会が担っていた労働紛争の解決が移管されることとなり、係争中の案件を除く新規の労働紛争については、これらの新設の機関で扱うこととなります。

2019年の労働法改正により、これまで調停仲裁により解決が図られていた労働紛争は、原則、第一段階として調停センターでの調停、第2段階として労働裁判所による裁判によって解決を図ることとなりました。ただし、以下に関連する事案は、調停を経ることなく、労働裁判所での裁判による解決を図ることとなります。

- (1) 妊娠を理由とした雇用や就業に関する差別、性別、性的指向、人種、宗教、民族的出身などによる差別や嫌がらせ
- (2) 死亡した場合の受益者の指名
- (3) 労災、出産、病気、障害、育児に関する社会保障の利益
- (4) 団結の自由、団体交渉権の保障、労働者の人身売買や強制労働、児童労働に関連する基本的権利と公共の自由の保護
- (5) 労働協約の所有権をめぐる紛争
- (6) 労働組合同規約やその修正への異議申立

さらに、11月3日より、連邦調停労働登録センターは労働組合と労働協約の登録を担う全国機関としての機能を全面的に開始する予定であり、労働組合に関するすべての手続きは、インターネットポータルを通じてこの機関で行われるようになるとのことです。



この労働司法制度改革の残る第3期は、メキシコシティなど11州について2022年5月に開始される予定です。

第3期:メキシコシティ、ソノラ州、チワワ州、コアウイラ州、ヌエボレオン州、タマウリパス州、シナロア州、ナジャリット州、ハリスコ州、ミチョアカン州、ユカタン州

上図: <https://reformalaboral.stps.gob.mx/> より

## ■ 2021年9月の主な法律・規則等の改正・制定情報

公示日	施行日	法令・規則	
9月10日	9月11日 (一部を除く)	Resolución Miscelánea Fiscal para 2021 (y sus Anexos 1, 15 y 23)	改正
9月10日	9月11日	Reglas Generales de Comercio Exterior para 2020 (y su Anexo 1-A)	改正
9月14日	9月15日	Ley Federal para la Administración y Enajenación de Bienes del Sector Público	改正
9月14日	9月15日	Ley Federal de Revocación de Mandato	制定
9月14日	9月15日	LEY General de Bienes Nacionales	改正

### ■ ご案内

今年も残すところ 3 か月。来年度の事業計画なども検討され始めたころではないでしょうか。固定費圧縮の一つとして、法律顧問料の見直しはいかがでしょうか。

例えば…

- ・毎月顧問料を払っているけど、実際に相談する案件はあまりない
- ・いつでも相談できる状態は保ちたいが、月々の支出を抑えたい

といった方、個々のご事情に沿った顧問契約を承りますので、お気軽にお問合せください。

弊事務所は顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

- ・法律顧問契約を解約した、顧問先がない
- ・法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc…

といった方、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っておりますので、お気軽にお問合せください。

また、法人のお客様に限らず、個人のお客様にも対応しております。不動産購入、賃貸借トラブル、ビザ手続、証明書申請の代行など、ご不安なことがありましたらご相談ください。

### ■ 特別休業日及び在宅勤務継続のご案内

誠に勝手ながら、**11月2日(火)**を特別休業日とさせていただきます。ご不便おかけしますが、何卒ご理解の程よろしくお願いたします。

また、新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大防止のため、弊事務所では、引き続き、全従業員の在宅勤務を行っております。そのため、ご質問、お問い合わせはメールまたは担当津村までお電話にてご連絡いただけますと幸いです。



## TNY LEGAL MEXICO S.A. DE C.V. (TNY 国際法律事務所)

### Address

Hegel 153, 901, Col. Polanco V Sección, Miguel Hidalgo, C.P.11560, Ciudad de México, México.

### Contact



(+52) 55-5464-2616



info@tnygroup.biz



<https://www.tny-mexico.com>